

四日市市消防本部告示第 1 号

四日市市老朽化施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 29 年 3 月 3 日

四日市市消防長 山本良也

四日市市老朽化施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市老朽化施設整備事業補助金交付要綱（平成 18 年四日市市消防本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の額)</p> <p>第 3 条 補助金の額は、予算の範囲内で <u>一施設の解体撤去に要した経費（消費税を含む。）の 2 分の 1 又は 35 万円のうちいずれか少ない額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p><u>2 この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う</u></p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第 3 条 補助金の額は、予算の範囲内で解体撤去に要した経費（消費税を含む。）の 2 分の 1 又は 35 万円のうちいずれか少ない額とし、1 回限りとする。</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p><u>2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(消防本部消防救急課)